

市場購入馬補助金交付実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、一般社団法人埼玉県馬主会（以下「本会」という。）が定める埼玉県馬主会競走馬購入費補助事業の交付手続き（以下「交付手続き」という。）別表の経費の欄に記載する1(3)市場購入馬の補助に関する手続き等を定めるものとする。

(補助対象馬)

第2条 第1条に記載する市場購入馬とは、第3条で定める市場において1歳時に購入された競走馬とする。

(セリ市場名)

第3条 補助対象となるセリ市場は、次のとおりとする。

	市場名	開催場所	主催者名
1	九州1歳市場	JBBA九州種馬場	九州軽種馬協会
2	八戸市場	八戸家畜市場	青森県軽種馬生産農協
3	セレクトセール	ノーザンホースパーク	日本競走馬協会
4	北海道セレクトセール	北海道市場	日高・胆振・十勝軽種馬農協
5	北海道サマーセール	北海道市場	日高・胆振・十勝軽種馬農協
6	北海道セブテンハーセール	北海道市場	日高・胆振・十勝軽種馬農協
7	北海道ホタムセール	北海道市場	日高・胆振・十勝軽種馬農協

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、本会会員で、補助金受給応募書（様式第1号、以下「応募書」という。）提出時に年会費を完納している者とする。

(選考の方法)

第5条 市場購入馬の補助を受けようとする者は、本会が定める4月25日までに応募書を提出するものとする。応募者が20人を超えるときは、抽選により受給資格者及び補欠受給資格者を決定する。応募は会員1人につき1通とする。

(2) 補助希望対象馬が複数いる応募者は、応募書に記載する対象馬にあらかじめ順位を付すこと。そして、2頭目以降の取扱いは市場購入馬が1頭のみの場合の当選者への補助が終了した時点で、番号の若い順に1頭ずつ補助対象とし、以降3頭目も同様の方法とする。この場合、会長は当該対象者にその旨を記載した通知を行うものとする。

(3) 抽選期日は5月20日とし、抽選は公開で次により行う。

ア 応募者又は代理人（応募書で指名する）が籤を引く。

イ 抽選器に1から応募者人数分の番号を付した玉を入れ、受け付け順に籤を引く。補助対象馬数までの数字の応募者を当選受給資格書（以下「当選者」とい

う。)とし、その数を越えた者を補欠受給資格者(以下「補欠者」という。)とする。

ウ 補欠者についてもその旨及び順位を付すものとする。

エ 抽選には埼玉県浦和競馬組合の職員の立会いを求めるものとする。

オ 抽選時期は、別途会長が応募者に通知する。

(応募者への通知)

第6条 会長は、当選者に通知書(様式第2号)でその旨を通知する。また、補欠者にも通知書(様式第3号)で、その旨及び順位を通知する。

(当選者の義務)

第7条 当選者は市場で応募書記載の競走馬の購入ができたときは、購入した日から30日以内に市場購入結果報告書(様式第4号)、補助金交付申請書(交付手続きの様式第2号)及び血統登録証明書の写しを本会に提出しなければならない。市場購入結果報告書には市場取引売買契約書の写しを添付すること。また、セリで対象馬を購入できなかったとき及び辞退したときも、速やかに市場購入結果報告書(様式第5号)でその旨本会に報告すること。

(2) 受給資格を他人に譲渡する事はできない。譲渡した場合は権利を失う。

(3) 購入した日から30日以内に補助金交付申請書の提出がなかったときは、当選者の受給資格を取り消すものとする。

(補欠者の義務)

第8条 補欠者も市場で応募書記載の競走馬の購入ができたときは、市場購入結果報告書(様式第4号)を本会に提出するものとする。

(補欠者の繰上げ)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、補欠者をその順位により当選者として繰上げることができる。

(1) 当選者がセリで対象馬を購入できなかったとき及び辞退したとき。

(2) 当選者が第7条(3)の規定により、受給資格を取り消されたとき。

(3) 補欠者を繰上げしたときは、会長はその旨繰上げた補欠者に通知する。

(4) 会長は、繰上げ当選者となった補欠者に、市場購入馬補助金受給繰上げ当選通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(委任)

第10条 この実施要領に定めるものの他、事業の実施上必要な事項が生じた場合は、理事会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

附 則 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。